



## 佐野市告示第106号

### 都市計画の変更及び図書の縦覧

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示する。

なお、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、その関係図書を縦覧に供する。

平成30年4月1日

佐野市長 岡部正英

- 1 都市計画の種類及び名称  
足利佐野都市計画佐野田沼インター周辺地区地区計画
- 2 都市計画を定める土地の区域  
変更する部分  
佐野市戸奈良町及び石塚町の各一部
- 3 縦覧場所  
佐野市都市建設部都市計画課